

# 令和3年度

## 第4回庄原市農業委員会総会 会議録

日時 令和3年7月5日（月） 午後1時30分～午後3時02分

場所 庄原市ふれあいセンター

議案第1号 議席の決定について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画（7月30日公告）の決定

及び農用地利用配分計画原案の承認について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 非農地証明申請について

議案第6号 庄原農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更の承認につ

いて

各委員の出欠状況

席番	氏名	出席	欠席	席番	氏名	出席	欠席
2	植木 登夫	○		13	明賀 美伸	○	
3	原田 實夫		○	14	藤原 富雄	○	
4	堀江 唯雄	○		15	柳生 卓三	○	
5	木村 英宗		○	16	高坂 勝博	○	
6	三吉 和宏	○		17	金本 篤子	○	
7	増谷 克則	○		18	前田 憲二	○	
8	財間 敏行		○	19	道下 和子	○	
9	森兼 貢	○		20	島津 秀樹	○	
10	前田 耕廣	○		21	天根 公昭	○	
11	宮崎 讓		○	22	青才 弘江	○	
12	竹森 達		○	23	松長 百合子	○	
				24	名越 光紀	○	

農地利用最適化推進委員の出席状況

事務局出欠状況

役職	氏名	出席	欠席	役職	氏名	出席	欠席
(本庁)				(口和出張所)			
事務局長	黒木 和彦	○		出張所長	麻尾 浩祥		○
係長	中村 征巳		○	主任	小田 正儀	○	
主任	森戸 活美	○		(高野出張所)			
主事	辻田 成美	○		出張所長	石原 豊年		○
(西城出張所)				主任	藤原 直人	○	
出張所長	山口 博昭		○	(比和出張所)			
主任	細川 美加	○		出張所長	小田 雅平		○
				主任	桑原 惣	○	
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	中島 智治		○	出張所長	佐々木 敏也		○
主事	宮永 竣介	○		主事	荻原 綾乃	○	

<p>事務局長</p>	<p>ただ今より、令和3年度第4回庄原市農業委員会総会を開催いたします。(午後1時30分)</p> <p>本日は事前にご案内させていただいたとおり、コロナウイルス対策のため出席いただく委員を18名とさせていただきます、開催としております。</p> <p>本日、欠席の委員のお名前を申し上げます。</p> <p>3番原田委員、5番木村委員、8番財間委員、11番宮崎委員、12番竹森委員です。</p> <p>また、本日の議事運営自体も出来るだけ速やかに進行いただきたいと考えておりますので、何卒ご理解とご協力をお願いいたします。</p> <p>それでは、道下会長より開会のご挨拶をいただき、引き続き庄原市農業委員会会議規則第6条の規定により、議長を務めていただきます。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、会議を開会いたします。</p> <p>ただ今の出席委員は18名です。よって、本総会は成立していることをご報告いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>続きまして本日の議事録署名者を指名させていただきます。6番三吉委員さん、7番増谷委員さん、よろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>それではまず、議案第1号「議席の決定について」を上程いたします。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>農業委員の補職の件で、先般、令和3年6月28日議会同意を得て、令和3年7月1日付けで、高町の入谷弘之氏が任命をされました。入谷氏の推薦状況については資料1ページに掲載しております。</p> <p>これに伴い、議席を決める必要があるため上程させていただきました。</p> <p>庄原市農業委員会会議規則第5条第1項の規定により「委員の議席は、会長が定める」とされており、また、同上第2項で「会長は、必要があると認めるときは、議席を変更することができる。」とされております。</p> <p>農業委員会のこれまでの慣例で言いますと一斉改選時には、庄原、西城、東城、口和、高野、比和、総領の順で仮議席を設定し、それを本議席として決定いただいております。</p> <p>この度もこの例に倣い、地域別の年齢順により決定したものです。</p>
<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>具体的には現在、議席番号2の植木登夫委員の議席番号を1に、議席番号3の原田實夫委員の議席番号を2に、議席番号4の堀江唯雄委員の議席番号を3に、議席番号5の木村英宗委員の議席番号を4に、議席番号6の三吉和宏委員の議席番号を5に、議席番号7の増谷克則委員の議席番号を6に、それぞれ変更し、入谷弘之農業委員の議席番号を7とするものです。</p>

議長	<p>以上で説明が終わりました。  ただ今の事務局の説明に何かご質問・ご意見等ございますか。</p> <p>(なしという声)</p>
議長	<p>ないようですので、採決に移らせていただきます。  「議席の決定について」、同意することに賛成の委員の挙手を求めます。  挙手全員、決定されました。</p>
議長	<p>続きまして、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。  受付番号11について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局員 (本庁)	<p>(議案説明資料にて、権利を設定、または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明 以下 略)</p>
議長	<p>以上で説明が終わりました。  ここでご質疑・ご意見等受け付けます。何かございますか。</p> <p>(なしという声)</p>
議長	<p>それでは、ないようですので採決に移らせていただきます。  「農地法第3条の規定による許可申請について」申請の通り許可することに賛成の委員の挙手を求めます。  挙手全員、決定されました。</p>
議長	<p>続きまして、議案第3号「農用地利用集積計画(7月30日公告)の決定について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局員 (本庁)	<p>(説明 以下 概略)  農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画書の令和3年6月期の申し込み分については、別冊「令和3年7月30日公告 利用権設定内訳」のとおりです。  今回は利用権設定一般分と、農地中間管理事業分になっております。  利用権設定(一般分)につきましては合計29件、契約面積100,025.24㎡で、利用権設定(農地中間管理事業分)につきましては合計7件、契約面積が41,405㎡となっております。</p>

事務局員 (本庁)	(内訳を読み上げる。以下略) 以上の農用地利用集積計画はこの農業委員会の承認後、本市農業振興課での公告・縦覧を経て正式に契約成立となります。
議長	説明が終わりました。しばらく資料にお目通しください。 皆様の方から何かご質疑・ご意見等ございますか。
6番三吉委員	一般分の整理番号1の設定期間が1年未満の件について、期間は通常できれば3~10年の間にしてもらっているが、何か事情があるのか。言えるようであれば経緯を教えてほしい。
事務局員 (東城出張所)	この利用権に関しては土地の所有者に単年度で契約を結びたいという意向がありまして、1年未満ということになりました。
議長	他にございませんか。  (なしという声)
議長	それでは、ないようですので採決に移らせていただきます。 「農用地利用集積計画の決定について」提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、決定されました。
議長	続きまして、農用地利用集積計画に関連する、「農用地利用配分計画原案の承認について」市より意見を求められていますので、これを上程いたします。 事務局より説明をお願いします。
事務局員 (本庁)	(説明 以下 概略) 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条により、本市農業振興課から本市農業委員会に対して計画原案への意見を求められております。 内容につきましては、先ほどご承認いただきました利用権設定(農地中間管理事業分)の農地7件に関わる農地となっています。 (資料の配分計画の明細を読み上げる) 以上の配分計画原案はこの農業委員会の承認後、広島県知事が認可し公示されます。
議長	以上で説明が終わりました。しばらく資料にお目通しください。

議長	<p>皆様の方から何かご質疑等ございますか。</p> <p>(なしという声)</p> <p>ないようですので、採決に移らせていただきます。</p> <p>提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員、決定されました。</p>
議長	<p>続きまして、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>受付番号10・11の2件について事務局からの説明をお願いいたします。</p>
事務局員 (総領出張所)	<p>(説明 以下 概要)</p> <p>受付番号10</p> <p>位置等：説明資料の3・4ページに記載</p> <p>転用事由：太陽光発電設備</p> <p>資金計画：全額自己資金</p> <p>他法令：再生可能エネルギー発電事業計画認定済み</p> <p>周辺影響：影響ないと確認</p> <p>除外手続：除外済み</p> <p>その他：受付番号11と農道を挟んで斜め向かいに位置する</p> <p>受付番号11</p> <p>位置等：説明資料の3・5ページに記載</p> <p>転用事由：太陽光発電設備</p> <p>資金計画：全額自己資金</p> <p>他法令：再生可能エネルギー発電事業計画認定済み</p> <p>周辺影響：影響ないと確認</p> <p>除外手続：除外済み</p> <p>その他：受付番号10と農道を挟んで斜め向かいに位置する</p>
議長	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>皆様の方から何かご質疑、ご意見等ございますか。</p>
6番三吉委員	<p>受付番号10・11について、契約内容が売買ではなく賃借権の設定となっている、今回の場合は何年の設定になっているのか。</p>

事務局員 (総領出張所)	賃借権の設定期間は 20.5 年で、賃借料は 1 年間当たり 60,000 円と聞いております。
議長	他にございませんか。  (なしという声)
議長	ないようですので採決に移らせていただきます。 「農地法第 5 条の規定による許可申請について」受付番号 10・11 の 2 件を一括で採決したいと思います。 これにご異議はございませんか。  (なしという声)
議長	それでは受付番号 10・11 の 2 件について申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、決定されました。
議長	それでは続きまして、議案第 5 号「非農地証明申請について」を上程いたします。 受付番号 8 から 10 の 3 件について、事務局からの説明をお願いします。
事務局員 (東城出張所)	(説明 以下 概要) 受付番号 8 位置等：説明資料 6・7 ページに記載 潰廃事由：1381 番 5、1416 番 1 の 2 筆は平成 20 年には申請者の母が亡くなってから管理者が不在となり荒廃した。 1403 番 5 は平成 4 年頃に農業用倉庫を建築し、現在も建っている。 その他：1403 番 5 については顛末書の添付あり。 現地確認：1381 番 5、1416 番 1 は草木が繁茂し、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。1403 番 5 は建物が建っており、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。
事務局員 (西城出張所)	受付番号 9 位置等：説明資料 8・9 ページに記載 潰廃事由：地形的にトラクター等の耕作機での作業ができないため畑としての管理が困難となり、現在は山林化している。 現地確認：現地は山林となっており、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。

事務局員 (比和出張所)	<p>受付番号 10</p> <p>位置等：説明資料 10・11 ページに記載</p> <p>潰廃事由：甲 2146 番、2149 番、2165 番は昭和 45 年頃から進入路が狭く耕作放棄し原野化した。</p> <p>2188 番、2189 番は大正 10 年頃耕作不便な土地のため、耕作放棄し原野化した。</p> <p>2194 番 1 は昭和 63 年頃、進入路が狭く、耕作放棄し原野化した。</p> <p>2195 番 5 は昭和 60 年頃、耕作不便な土地のため、耕作放棄し、原野化した。</p> <p>現地確認：現地はそれぞれ原野化しており、農地として利用するのは困難で非農地と確認。</p>
議長	<p>以上で説明が終わりました。皆様の方から何かご質疑、ご意見等はございますか。</p>
議長	<p>受付番号 9 について、位置の説明を詳しくお願いしたい。</p>
事務局員 (西城出張所)	<p>法務局から提出された公図では 5412 番 1 と 5412 番 2 が同じ場所に記載されておりました。筆界未定の場所であり、この区域の中に地番が 2 つ存在するという整理をされた箇所です。現地確認の結果、5412 番 1 と 5412 番 2 はいずれも山林となっておりますが、現地の状況からみて 5412 番 2 は丸の辺りではないかという判断をしています。</p>
議長	<p>他にございませんか。</p>
9 番森兼委員	<p>受付番号 10 について、資料の地図を見ると 2188 番、2189 番、2194 番 1 は近くの宅地に入っているように思うが、どうなっているのか。</p>
事務局員 (比和出張所)	<p>2188 番と 2189 番は 2190 番 1(宅地)の裏に位置しています。実際は、のりのような畑が以前あったのですが、2190 番 1 の所有者が大正 10 年頃比和から転出されて以降作った形跡がないと聞いております。</p> <p>2194 番 1 は申請者の宅地の裏辺りに位置し、こちらものりのような畑だったかと思われます。</p>
議長	<p>他にございませんか。</p> <p>(なしという声)</p>
議長	<p>ないようですので採決に移らせていただきます。</p> <p>「非農地証明申請について」受付番号 8 から 10 の 3 件を一括で採決をしたいと思っております。</p>



	<p>が、これにご異議はございませんか。</p> <p>(なしという声)</p>
議長	<p>それでは、受付番号 8 から 10 の 3 件について申請の通り証明することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員、決定されました。</p>
議長	<p>続きまして、議案第 6 号「庄原農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更の承認について」市より意見を求められていますので、これを上程いたします。</p>
農業振興課職員	<p>本市では、農業振興地域整備計画の農用地利用計画において今後の農地利用の方針や農用地区域を定めており、農地転用等の場合においては農用地区域に含まれない土地として整備計画の内容を変更する必要があります。</p> <p>その際には、農業委員会の意見を聞くことが法律で定められております。</p>
農業振興課職員	<p>今回の庄原農業振興地域変更計画は、除外が 19 件、筆数 23 筆、編入はありませんでした。そして、用途変更が 2 件、筆数 2 筆となっております。</p> <p>(資料を元に説明)</p>
農業振興課職員	<p>手続きが順調に進みましたら 9 月中旬には手続きが完了する予定です。</p> <p>具体的な手続きの流れとしては、まず県に事前調整協議を行い、その後今行っている意見を聞く段階に入ります。</p> <p>他の関係機関にも意見を聞きまして回答があり次第、整備計画書の変更案を公告し、30 日間縦覧する予定としております。</p> <p>その後、15 日間の異議申し出の期間が設けられております。</p> <p>地域住民であれば縦覧期間中、異議申し出の期間中に意見書を提出することができるようになっております。</p> <p>農用地区域内の土地所有者等については、異議申し出期間中に異議申し出をすることができます。</p> <p>異議申し出がなかった場合には、県へ協議の申し出をし、同意の回答があれば正式に整備計画書として認められることとなります。</p> <p>これによって、土地所有者においては除外の手続きが完了したという形になります。</p>
議長	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>皆様の方から何かご質問、ご意見等はございませんか。</p>

6 番三吉委員	<p>農業委員が意見を出す際に一緒に現地を回る以上、意見を出した後農業委員会 4 条か 5 条で出たときに許可が出せないことにはならないと思う。</p> <p>資料 4 ページの位置番号 8、10、16 について、第 1 種農地で農振法上は OK だけど農業委員会での 5 条で許可が下りるのか。</p> <p>例えば、位置番号 8 は第 1 種農地へ集合住宅は建てられるのか。</p> <p>位置番号 10 は携帯基地局を作るのに第 1 種農地でなければならないのか。周りに他の農地はなかったのか。</p> <p>位置番号 16 は農家住宅の場合の面積の基準は 1000 m<sup>2</sup>だが、それを超えた 1161 m<sup>2</sup>が許可できるのか。</p> <p>以上の 3 点を農振の担当と回って最終的にそれぞれの地区で判断されたと思うが、その経緯を説明してほしい。</p>
事務局員 (東城出張所)	<p>位置番号 8 について、圃場整備田ではあるのですが小奴可駅から 300m 圏内にありますので第 3 種農地となります。農業委員会のガイドラインにも鉄道から概ね 300m 圏内であれば農地転用が可能であると記載がありましたので、集合住宅を建てることができると判断いたしました。</p> <p>位置番号 10 について、携帯基地局の増設になりまして既に当農地には携帯基地局が設置されており、拡大のために当農地が選択されました。</p>
事務局員 (比和出張所)	<p>受付番号 16 について、台帳面積は 1161 m<sup>2</sup>となっていますが河川、市道、農道に接した三角形の土地になっています。住宅、倉庫、車庫、農機具格納庫、駐車スペース、進入路等を作る設計になっており、有効敷地面積が 896 m<sup>2</sup>となっております。</p> <p>この新築を考えておられる方がこの辺りに第 1 種農地をいくつか持っておられますが、一番面積の少ない農地は当農地しかありませんでした。他に持っているのは山に属した農地で、住宅を建てるのに適切な農地がなかったということで当農地を申請しております。</p>
議長	<p>他にございませんか。</p>
議長	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>「庄原農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更の承認について」、提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員、決定されました。</p>
議長	<p>以上をもちまして本日上程いたしました議案の審議をすべて終了いたします。</p>

議長	<p>続いて、会長報告です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6月10日農業委員会会長・事務局長会議を web で開催</li> <li>・ 18日広島県農業会議常設審議委員会を 書面決議で開催</li> <li>・ 29日会長、会長代理、事務局会議を開催</li> <li>・ 7月2日ウーマンネット広島の役員会を開催</li> <li>・ ミニトマト配布に対する小学校からの反応</li> </ul> <p>について報告を行った。</p>
議長	<p>引き続き「その他」について事務局の説明を求めます。</p>
事務局員 (本庁)	<p>(その他事項について資料にて説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第3回役員会の内容</li> <li>・ 第1回農業委員会会長・事務局長会議の内容</li> <li>・ 農地パトロール（利用状況調査）及び利用意向調査の実地について</li> <li>・ 今後の主な日程</li> </ul> <p>について報告を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非農地通知の実地</li> <li>・ 庄原市農業委員会 農地等の利用の最適化の推進に関する指針に対する令和3年度具体的な取組方法（案）</li> <li>・ 農業者年金の加入促進</li> </ul> <p>について協議を行った。</p>
議長	<p>皆様から他に何かございますか。</p> <p>(なしという声)</p>
議長	<p>以上で本日の日程をすべて終了しました。</p> <p>これをもって、第4回農業委員会総会を閉会といたします。(午後3時02分)</p>

以上、会議の顛末を記載し、その相違ない旨を証するため、ここに署名する。

令和3年7月5日

議 長  
(道下 和子) \_\_\_\_\_

6 番委員  
(三吉 和宏) \_\_\_\_\_

7 番委員  
(増谷 克則) \_\_\_\_\_